

諮問日：令和5年5月8日（令和5年度（情）諮問第5号）

答申日：令和5年10月25日（令和5年度（情）答申第20号）

件名：東京地方裁判所における特定年月日頃に作成された幹部連絡会の報告資料及び東京地裁職員の過誤事例を取りまとめた文書の不開示判断（不存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

(1)令和4年12月頃に作成された、東京地裁の幹部連絡会の報告資料、(2)東京地裁職員の過誤事例を取りまとめた文書（最新版）の開示の申出に対し、東京地方裁判所長が、(1)の文書は廃棄済みであるとし、(2)の文書は作成し、又は取得していないとしていずれも不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、東京地方裁判所長が令和5年3月28日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件対象文書が本当に存在しないかどうか不明である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 上記第1の(1)の開示申出（以下「本件開示申出1」という。）につき、「幹部連絡会」は、幹部職員連絡会を含むものと、「令和4年12月頃」とあるのは、同月に限らず、前月である同年11月を含むものと、「報告資料」とは総務課において各部署から出された資料を取りまとめたものとそれぞれ整理した上、東京地方裁判所において、上記第1の各対象文書を保有する可能性の

ある部署に対し文書の探索を行った結果、同年11月に開催された幹部職員連絡会に係る報告資料は廃棄済みであり、上記第1の(2)の開示申出（以下「本件開示申出2」という。）に係る文書は存在しなかった。

2 苦情申出人は、本件対象文書が本当に存在しないかどうか不明である旨主張する。この点、本件開示申出1については、報告資料は、幹部職員連絡会における配布資料として、各部署から出された資料を事前に取りまとめたものに過ぎず、同連絡会が終了すればそれを保存する必要性に乏しいことから、同連絡会終了後廃棄されており、令和4年11月の報告資料についても同様に保存の必要性がないため廃棄した。また、同年12月の幹部職員連絡会は、申出日時点において開催されておらず、報告資料は作成又は取得されていなかった。なお、幹部職員連絡会の報告資料の作成は必須のものとされておらず、当然に作成が予定されるものではない。本件開示申出2については、職員の過誤事例を取りまとめた文書の作成について定めた法規等はなく、また、事務処理上同文書を作成する必要もない。実際に東京地方裁判所において探索したところ、本件開示申出2に係る文書は存在しなかった。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和5年5月8日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を収受
- ③ 同年9月22日 審議
- ④ 同年10月20日 審議

第6 委員会の判断の理由

1 司法行政文書の保存期間等については、平成24年12月6日付け最高裁秘書第003545号事務総長通達「司法行政文書の管理について」において、意思決定に至る過程及び裁判所の事務の実績の合理的な跡付け又は検証に必要ではなく、保存期間を1年以上とする必要のないものは短期保有文書に該当するもの

と定められ（同通達記第4の3の(4)）、同日付最高裁秘書第003547号秘書課長依命通達「下級裁判所における司法行政文書の管理の実施等について」において、短期保有文書については、事務処理上必要な期間が満了したときに廃棄するものとされている（同通達記第11の2の(5)）。これを踏まえて検討すると、本件開示申出1に係る報告資料は、東京地方裁判所において、幹部職員連絡会の出席者に対して各部署から会合における参考資料として配布されたもので、同連絡会が終了すればそれを保存する必要性に乏しいことがうかがわれる。このため、東京地方裁判所において、同報告資料を、保存期間を1年以上とする必要がない短期保有文書として扱っていたとしても不相当とはいえず、令和4年11月の報告資料について、保存の必要性がないため廃棄したとする東京地方裁判所の取扱いが不相当であるとはいえない。また、同年12月の幹部職員連絡会が、申出日時点において開催されていないために、同連絡会のための報告資料が同時点で作成し、又は取得されていなかった旨の最高裁判所事務総長の説明も不合理であるとはいえない。

2 本件開示申出2について、職員の過誤事例を取りまとめた文書の作成について定めた法規等はなく、また、事務処理上同文書を作成する必要もない旨の最高裁判所事務総長の説明にも不合理な点はなく、ほかに、東京地方裁判所が本件開示申出2に係る文書を保有していることをうかがわせる事情も認められない。

3 以上によれば、原判断については、本件開示申出1に係る文書は廃棄済みであり、本件開示申出2に係る文書については、東京地方裁判所において保有していないと認められるので、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子